

かながわ歴史教育を考える市民の会 たより

しゅうまい

かながわ歴史教育を考える市民の会

〒235-0036

横浜市磯子区仲原1-1-28

労働総合センター内

TEL045-773-4465/Fax045-774-8075

<http://www11.ocn.ne.jp/~reksimin/>

No. 39 2007年5月22日

3. 1独立運動記念 日韓共同ドキュメンタリー映画会 あんにょん・さよなら —過去をみつめ、今を考え、未来をつくる— 07. 2. 27

老境に入り、孫にもめぐまれて、穏やかな日々を暮らすイ・ヒジャ（李・熙子）には、最後に1つやらなければならないことが残っている。イ・ヒジャの父はアジア太平洋戦争中に日本軍に徴用され、中国で戦死した。日本政府から、父について何の連絡もなく、彼女が父の死の詳細を知るのは90年代に入ってからのこと。その上、父は遺族の知らないうちに靖国神社に合祀されていた。父の命日に、父が死んだ場所へと旅するイ・ヒジャを追い、在韓遺族にとっての合祀の意味を問う。墓石にアボジの名前の彫れるその日まで—。イ・ヒジャの願いをともに叶えようとする日本の友人の姿は、イ・ヒジャの旅に新たな意味をもたらした。

イ・ヒジャさんがお父さんの死亡を確認したのは、1990年代に入ってからで、イ・ヒジャさんが戦死者名簿の中にお父さんの名を見つけた。そして、1997年2月には、お父さんが靖国神社に合祀されていることも発見した。

イ・ヒジャさんは、お父さんの亡くなった現場を訪ねた。陸軍軍属として1944年3月に中国の柳州に派遣され、同年6月11日に広西省第181兵站病院で破傷風のため亡くなった。村人たちに当時の日本軍の様子を聞き、知らない土地で死ななければならなかったお父さんの気持ち、二度と見られない幼い娘を思い浮かべながら死んだお父さんをしのびながら、ささやかな供養の儀式を営んだ。

日本政府が韓国・朝鮮の戦死者に死亡通知を出さなかったとは、また、無断で靖国神社に合祀をしたとは、ひどい話である。強制的に徴兵しておいて、



戦死後は、宗教も習俗も違う異国の人を靖国神社に合祀した日本の権力者たちの硬直した感情、自国中心の歴史観・宗教観、旧植民地の人々に対する傲慢な態度に私たちは気づくべきである。

私は、イ・ヒジャさんの「父のない子は多くをあきらめるしかなかった。」という言葉に胸を打たれた。これは日韓に限らず、父親が戦死した子どもの共通な運命である。社会的な保護者を失った子どもに対して、戦後の日本社会の波は容赦なかった。遺児の高等教育を受けることのできた率は低かった。せめて国公立学校の月謝ぐらいは政府が面倒みるべきだったと思うが、それもなかった。イ・ヒジャさんの場合は、母親の再婚で家庭をも失った。戦死者の顕彰をするよりも、戦死者がいちばん心配し、心残した子どもたちが無事に成長できるように援助の手を差し伸べることが戦死者の心に叶うことである。しかし政府は、そう、しなかった。靖国合祀して戦死者の顕彰（誉めたたえ、美化すること）にばかり熱心な政府の本当の狙いは、戦死者慰霊のためよりも、天皇と国家に身をささげ戦争するように私たちを仕向けていくことにあると思う。

イ・ヒジャさんを助け一緒に中国を旅した古川雅基さんは、イ・ヒジャさんの悲しみや思いを分かちあい、そこから右傾化した日本の社会を深く見つめている。

植民地支配を含めての侵略戦争責任、加害責任、侵略戦争を支えた歴史観の克服はまだ、できていない。若い世代を再び戦争の惨禍に追いやりたくない。

参加者約 90名

報告

「学校における『日の丸』『君が代』の扱いと『思想・良心の自由』の確保について」 県教委との話し合い

かながわ歴史教育を考える市民の会

かながわ歴史教育を考える市民の会は、子ども達が近隣諸国をはじめ世界の人々と共生して平和な世界に生きることができるよう、戦争の実相を含めて日本の近・現代史を直視して学ぶ歴史教育を中心に、多くの課題にとりくんできている。

とりわけ学校における「日の丸」「君が代」の扱いについて、県教育委員会の指導が年々「強制」を強めていくことを危惧し、憲法が保障する「思

想・良心の自由」を確保するよう、会として毎年、県教委に対し「申入書」を提出している。昨年 12 月の申入れに対し 2 月 20 日に文書回答があり、内容の確認交渉の場が設けられた。県教委からは子ども教育支援課と高校教育課が出席した。以下、申入れに対する回答の趣旨と交渉の経過を記す。

【申入れ項目 1】 教育基本法第 10 条（改「正」後は 16 条）に規定された「教育は不当な支配に服することなく、教育に必要な諸条件の整備確立」に徹して、「政治の不当な介入」を排除すること

⇒ 県教委は、「法や学習指導要領に基づくとともに、児童・生徒や保護者など県民のご意見や県議会における協議等を踏まえながら、教育行政を推進している」と回答。私たちは大綱的な基準である学習指導要領は法律とはいえないことを指摘したが、「法令的に定められた経緯を考えて（学習指導要領には）『法的な拘束力がある』という前提で教育行政を進めている」とし、政治の不当な介入は認めなかった。

【申入れ項目 2】 県教育委員会は、卒業式・入学式等の実施状況の監視や、実施内容について、特定の方法を提示した通知や、実施内容状況調査を絶対に行わないこと

⇒ 「国旗国家の指導については、学習指導要領に則ったもの」「調査は文科省からの要請、各学校の実施状況を把握するため今後とも継続」「児童・生徒に対する強制ではなく、教職員に対する指導目標であり職務上の行動目標」と回答。私たちは調査内容にふれながら、例えばピアノ生伴奏の有無を問うことは音楽教師への強制にあたると指摘、職務上の行動と思想・信条は切り離せず、教職員に信念に反する行動を強制するのはおかしいと訴えた。それに対し県教委は、「教育は人が行うもの。公教育においては学習指導要領に基づいてその範囲内での教育活動が基本」「掲揚と斉唱の方法と起立については範を示してもらいたい」「思想・信条の自由を侵すものではない」と見解を示した。

【申入れ項目 3】 県教育委員会は、市町村教育委員会の主体性を尊重し、「日の丸」「君が代」実施の指導と称する強制を行わないこと

⇒ 「学習指導要領に基づき、『入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国家斉唱の指導の徹底について』の文書を各市町村教育委員会教育長あてに通知している」と回答。主体性は担保されているとし、市町村教委にとって県からの通知が相当な圧力となっていることは認めなかった。

【申入れ項目 4】 県教育委員会は、「強制」ではなく「指導」と称されるが、その違いを明らかにすること



⇒ 「指導とは教え導くということであり、強制とは無理強いをするということ」「学習指導要領に基づく児童・生徒への指導については、強制にあたらない」と回答。私たちは単に言葉の意味を問い合わせたわけではない。実際に行っていることの違いを聞いたかったわけだが、このような形式的な回答は残念としか言いようがない。

【申入れ項目 5】 県教育委員会は、「日の丸」「君が代」実施に関する職務命令や教職員の処分を行わないこと

⇒ 「教員は、児童・生徒に対して学習指導要領に基づき、国旗掲揚・国家斉唱の指導を行うべき職務上の責務を有する」と回答。神奈川では「不起立」による処分はないが、前述の調査の項目にないにもかかわらず県教委は不起立者の報告を求めている。質問をやりとりする中で、教職員が生徒をまきこんで「不起立」「歌わず」行為をした場合、式を混乱させたとみなし、通知上の「厳正に対処」の対象となりうることを確認した。

【申入れ項目 6】 県教育委員会は、各学校の主体性と子ども達の意見を尊重し、すべての学校行事をそれぞれの創意によって主体的に行うことを保障し、「思想・信条の自由」を尊重した方法をとるよう市町村教育委員会を指導すること

⇒ 「法や学習指導要領に基づき、教育課程を編成するよう各学校を指導」「市町村教育委員会に対しても学習指導要領に基づき指導をお願いしている」「集団への所属感を育てるために儀式的な行事は必要」と回答。式のパターンを示せば各学校長の責任でとはならないのが実情である。フロア形式、「祝う会」等、みんなでつくりあげていくことで主体的に生きる力が育つのではないかという質問に、県教委の見解は「意見として承る」というものだった。

日の丸・君が代は、国旗・国歌というだけでは片付かない問題をはらんでいる。教育基本法は改悪されてしまったが、学習指導要領の上に憲法があり、思想・信条の自由がある。県教委は、私たちや思いを同じくする他団体等、県民の意見をふまえて児童・生徒や教職員の思想・信条を保障し、政治圧力から現場を守る立場になってほしいと切に願う。



市民の会・06年会費納入のお願い

会費は個人1口1000円、団体3口以上となっております。
同封の振込用紙で納入をお願いします。